

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 79 投資事業有限責任組合へ出資した場合の連結上の取扱いに

ついて

今回は、投資事業有限責任組合（以下「有責組合」という。）への出資に関する連結財務諸表上の論点をご説明します。

（１） 連結の範囲

そもそも、連結財務諸表に関する会計基準及び持分法に関する会計基準では、子会社又は関連会社の範囲を「会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）」とされており、有責組合は連結や持分法の対象とすべき子会社又は関連会社の範囲に含まれる場合があります。

そこで、有責組合を連結の範囲に含めるか否かは、会社と同様に支配力基準及び影響力基準を適用し、当該有責組合の業務の執行を決定することができるか否かによって、当該有責組合に対する支配力又は影響力を判断することとなります。

ただ、出資者が有責組合に係る業務執行の権限を有していない場合であっても、当該出資者からの出資額や資金調達額の状況や、投資事業から生じる利益又は損失の享受又は負担の状況等によっては、当該有責組合を連結の範囲に含める可能性があります。

（２） 連結財務諸表作成手続

有責組合が子会社と判定され、連結の範囲に含まれた場合には、通常の事業会社の子会社と同様に取扱います。

具体的には、貸借対照表及び損益計算書ともに有責組合の外部者持分を含めて合算された上で、外部者持分は純資産の部において「少数株主持分」として表示し、外部者持分に係る損益は、「少数株主損益」として表示します。なお、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する連

結会計年度の期首からは、「少数株主持分」を「非支配株主持分」として表示し、「少数株主損益」を「非支配株主に帰属する当期純利益」として表示します（連結財務諸表に関する会計基準 26 項及び 39 項）。

有責組合が関連会社と判定され、連結の範囲に含まれた場合には、持分法を適用することになります。

持分法の適用においては、組合員の個別財務諸表上、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を計上する方法（総額法）や、貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法（折衷法）を採用している場合でも、それは組合契約の内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映するために行われたものであり、また、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作成されることから、連結財務諸表を作成する場合には、個別財務諸表の処理をそのまま取り込むこととされています。